

守谷市告示第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年9月2日

守谷市長 松丸 修矢



- 1 都市計画の種類
取手都市計画用途地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - ア 工業専用地域
 - (ア) 追加する部分
守谷市野木崎字角釜の一部
 - (イ) (ア)に係る規制の内容
建ぺい率60%以下，容積率200%以下

- 3 縦覧場所
守谷市役所都市整備部都市計画課

取手都市計画用途地域の変更（守谷市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（守谷市）

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの限度	敷地面積の最低限度	備 考
第一種低層住居 専用地域	約 450 ha	8/10 以下	4/10 以下	—	10m	—	割 合
	約 23 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	10m	—	
小 計	約 473 ha						約 48.1 %
第二種低層住居 専用地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	割 合
	約 0 ha						
小 計	約 0 ha						約 0 %
第一種中高層 住居専用地域	約 119 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	割 合
	約 119 ha						
小 計	約 119 ha						約 12.1 %
第二種中高層 住居専用地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	割 合
	約 0 ha						
小 計	約 0 ha						約 0 %
第一種住居地域	約 149 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	割 合
	約 149 ha						
小 計	約 149 ha						約 15.1 %
第二種住居地域	約 43 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	割 合
	約 43 ha						
小 計	約 43 ha						約 4.4 %
準住居地域	約 30 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	割 合
	約 30 ha						
小 計	約 30 ha						約 3.0 %
田園住居地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	割 合
	約 0 ha						
小 計	約 0 ha						約 0 %
近隣商業地域	約 22 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	割 合
	約 2.8 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
	約 25 ha						
小 計	約 25 ha						約 2.5 %
商業地域	約 3.4 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	割 合
	約 7.7 ha	50/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
	約 11 ha						
小 計	約 11 ha						約 1.1 %
準工業地域	約 14 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	割 合
	約 14 ha						
小 計	約 14 ha						約 1.4 %
工業地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	割 合
	約 0 ha						
小 計	約 0 ha						約 0 %
工業専用地域	約 121 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	割 合
	約 121 ha						
小 計	約 121 ha						約 12.3 %
合 計	約 985 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

もりや工業団地に隣接する区域について、良好な工業用地としての環境の維持、向上を図り、都市の健全な発展を促進するため、本案のとおり用途地域を変更する。

